

とちぎ SDGs推進企業登録制度 Q&A



※当該登録制度の概要や記載例につきましては、（公財）栃木県産業振興センターHPに掲載している資料を参照ください。

【リンク先】

- ・ [（公財）栃木県産業振興センターホームページ](#)
- ・ [説明会資料](#)

1 申請全般について

Q1 申請書について審査等がありますか。

A1 目標値等取組内容の審査はありませんが、誤字脱字、記載漏れ等の確認を行い、不備等あれば連絡いたします。

Q2 申請後のメリットはありますか。

A2 登録企業は、登録マークが使用できます。

Q3 県内に複数の事業所がある場合、申請はどのようにすればよろしいですか。

A3 事業所単位での申請となります。

Q4 どのような場合に登録が取り消しになりますか。

A4 SDGsの取組実態がない場合には、登録を取り消すことがあります。

Q5 登録期間は何年間ですか。

A5 登録期間は3年間です。登録後1年ごとに進捗状況をセルフチェックの上、報告が必要です。

2 SDGsに係る取組への支援について

Q6 ESG投資や企業間取引について、相談できますか。

A6 （公財）栃木県産業振興センターでは、SDGsに取り組むための相談対応等行っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

3 様式第1号(申請書)について

Q7 本社が県外にあり、県内に事業所を持っている場合、申請者は誰になりますか。

A7 県内事業所ごとに申請してください。

4 様式第2号(宣言書)について

Q8 自社で設定している目標年が2030年と異なる場合、「2030年に向けた指標」については、どのように記入すればいいでしょうか。

A8 御社の目標年次における指標を御記入ください。ただし、項目の名称は変えないでください。

5 様式第3号(チェックリスト)について

Q9 43項目全てを埋めることが必須ですか。

A9 「期待レベル」中「基本」は、「具体的な取組」の記載が必要です。なお、今回の宣言に合わせて、今後取り組む予定のものにあっても「具体的な取組」を記載（「具体的な取組」の前に【予定】と記載）してください。

Q10 「具体的な取組」には、全社で取り組む内容を記載する必要がありますか。

A10 事業所単位での申請となるため、事業所ごとの取組を記載ください。

Q11 「SDGsの観点で市場・社会から期待される基本的な事項」の中で、自社の形態・業種上、具体的な取組が書けない（対象とならない）事項についての記載方法について教えてください。

A11 「具体的な取組」内に「非該当の理由」を記載してください。

具体的な取組は、自社だけでなく企業活動に関わる全ての事柄が対象となります。下記例を参考にできるだけ記入してください。

(例)

項目4 「【外国人労働者】外国人労働者の差別、人権侵害がないことを確認している」
⇒外国人労働者とは、自社の外国人労働者だけではなく、取引先等の外国人労働者等も対象としております。「外国人労働者等の差別禁止に関する社員研修を実施している」等の取組を記載してください。

項目14 「【有害化学物質】法令等で規制されている有害化学物質を把握し、使用量の削減及び適切な使用に努めている」

⇒有害物質を使用している場合には、「管理者を指定し、適切に使用している」、「適切に管理しているだけでなく、削減計画を策定して削減に努めている」等の記載をしてください。また、有害化学物質を使用していない事業所においては、「有害物質を使用していないことを社内を確認している」等の記載をしてください。